

賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)
兵庫教区説明会資料

賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)

※「第3次答申」の内容をベースとする案

賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)

＜案＞ これまで公聴会や各種関係会議等で指摘されてきた、現行の護持口数や門徒協力指数等の賦課基準に対する問題点や不公平感の是正を目的に、以下の通り賦課基準を変更する。

新たな賦課基準は2025(令和7)年4月に施行し、2026(令和8)年度賦課金から同基準を用いる。

現行賦課基準		賦課基準試案		
第1種賦課金	均等割当	⇒	①一律金	寺院に対する一律(10,000円)の賦課 【総額1億円】
	護持口数	⇒	②護持指數	寺院の収入額を基準とする賦課 【総額11億5千万円】
	門徒協力指數	⇒	③寺院役職	僧侶の寺院役職に応じた賦課 【総額6億7千万円】
	寺院役職	⇒	③寺院役職	僧侶の寺院役職に応じた賦課 【総額6億7千万円】
第2種賦課金	僧班	⇒	④災害対策に特化した賦課金	復興支援に必要な財源を確保するための賦課 【総額8千万円】
第4種賦課金	災害対策に特化した賦課金	⇒	④災害対策に特化した賦課金	復興支援に必要な財源を確保するための賦課 【総額8千万円】

※2026(令和8)年度賦課金から右上に記載の賦課基準試案とし、各寺院の賦課金額は

①～④の合計額とする。

各寺院の賦課金額の算出
各寺院の賦課金額
= ①一律金 + ②護持指數 + ③寺院役職 + ④災害対策に特化した賦課金

【賦課基準の説明】

①一律金

- ・寺院に対して一律に賦課する。
- ・1か寺当たり 10,000 円とする。

②護持指數

- ・門徒の懇念のうえに成り立つ寺院が賦課金を納付するにあたり、寺院の収入額を基準として、当該寺院の負担する宗門護持に資する指數を表示したものを使う。
- ・「護持指數」は、以下の手順にて決定する。

「護持指數」決定の手順

(1) 支出額等を考慮した寺院の収入額(以下、「差引後寺院収入額」という。)の算出

【寺院】

- ・「差引後寺院収入額」は、各寺院で算出する。
- ・「差引後寺院収入額」算出にかかる計算式は以下の通り。

差引後寺院収入額

$$= (\text{寺院の収入額} - \text{基本差引額} <50 \text{ 万円}> - \text{宗派賦課金}) \\ \times \text{支出額考慮一律差引率 } 20\% <0.8>$$

※計算式の内容：後述

(2) 「差引後寺院収入額」の提出【寺院→教区→総局】

《提出方法》

- 〈1〉寺院から教務所長に「差引後寺院収入額」を提出する。
- 〈2〉各教区教務所において、各寺院の「差引後寺院収入額」の確認と未提出寺院への対応等を行う。
- 〈3〉教務所長から総局に各寺院の「差引後寺院収入額」を提出する。

(3) 教区別「護持指數」の算出【総局】

《算出方法》

- 〈1〉報告された各寺院「差引後寺院収入額」の教区別合計額を算出する。
- 〈2〉「差引後寺院収入額」の教区別合計額と、その総合計額から、教区ごとの比率を算出する。
- 〈3〉教区ごとの比率から、「護持指數」の総点数 100 万点を教区ごとに点数化する。

【具体例】「差引後寺院収入額」の総合計額：500 億円

A 教区：「差引後寺院収入額」合計額 20 億円

$$20 \text{ 億円} \div 500 \text{ 億円} = 0.04 (4\%)$$

$$\text{「護持指數」の総点数 } 100 \text{ 万点} \times 0.04 (4\%) = 4 \text{ 万点}$$

B教区：「差引後寺院収入額」合計額 10 億円

$$10 \text{ 億円} \div 500 \text{ 億円} = 0.02 (2\%)$$

「護持指數」の総点数 100 万点 $\times 0.02 (2\%) = 2$ 万点

- ・「護持指數」の 1 点当たりの金額は 1,150 円とする。なお、一般寺院は約 1 万か寺のため、1 か寺当たりの平均点数は約 100 点、平均額は約 115,000 円となる。

(4) 「護持指數」の調整【総局→教区→組→寺院】

『調整方法』

- 〈1〉総局から各教区教務所長に対し、教区別「護持指數」の調整を依頼する。
- 〈2〉各教区で組別の「護持指數」を調整する。
- 〈3〉教務所長から各組長に対し、組別「護持指數」の調整を依頼する。
- 〈4〉各組で寺院別の「護持指數」を調整する。

(5) 「護持指數」の提出【寺院→組→教区→総局】

『提出方法』

- 〈1〉寺院から組長に「護持指數」を提出する。
- 〈2〉組長から教務所長に各寺院の「護持指數」を提出する。
- 〈3〉組長から提出された「護持指數」について、教務所長が教区会に承認議案を提出し、承認を得る。
- 〈4〉教務所長から総局に各寺院の「護持指數」を提出する。

(6) 「護持指數」の決定【総局】

- ・総局において、各寺院の「護持指數」を決定する。

「差引後寺院収入額」算出にかかる計算式の内容

	寺院(宗教法人)として収納したもの。主な内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none">・布施・懇志・賽銭・護持費、護持会費、門信徒会費・墓地、納骨堂収入(公益事業である場合も含む)・収益事業収入・活動拠点(寺院が当該寺院の主たる事務所以外に設置する従たる事務所、支坊、支院、布教所、出張所など)の収入
寺院の収入額	※「寺院の収入額」に含めない収入は以下の通り。 なお、寺院(宗教法人)としての収入であるため、住職、衆徒又は寺族等の個人収入は「寺院の収入額」に含まない。 <ul style="list-style-type: none">・寺院における本堂等の新改築募財や大規模法要等の臨時的な法要懇志等の収入・教化団体等、別団体の運営のための会費

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園及び介護・養護施設等にかかる公益事業収入 ・預り金収入 　　〈例〉宗派・本山等へ納付する、申請者からの冥加金等の収入 　　宗派・本山等へ進納する、門信徒等からの大規模な計画等の懇志や門徒講懇志等の収入 ・賦課金納付や寺院運営等のため住職、衆徒又は寺族等が補填した収入 ・資産の運用又は売却による収入 ・助成金(教化助成費含む)、補助金、義援金、見舞金 ・繰入金収入 ・貸付金回収及び借入金収入 ・香儀、祝儀 ・前年度繰越金
基本差引額	過疎地や収入の少ない寺院への配慮として、「寺院の収入額」に対し、全寺院一律 50 万円を差し引くもの。
宗派賦課金	賦課金納付にかかる寺院収入の報告であるため、「寺院の収入額」から「基本差引額」を差し引いた金額に対し、寺院収入を報告する年度分の賦課金依頼額(過年度分を除く)を差し引くもの。
支出額考慮 一律差引率	各寺院の状況や地域事情による特有の支出、寺院護持のための營繕費等の必要諸経費の支出額を考慮し、「寺院の収入額」から「基本差引額」及び「宗派賦課金」を差し引いた金額に対し、全寺院一律に 20%を差し引く(0.8 を乗じる)もの。

- ・「差引後寺院収入額」の報告は 4 年ごとに行い、その都度、「護持指數」を見直す。なお、収入額を報告する初年度は単年度分の「差引後寺院収入額」とし、次回以降は 4 年度分の「差引後寺院収入額」の平均額を報告する。

③寺院役職【総額 6 億 7 千万円】

- ・僧侶の寺院役職に応じて、以下の通り賦課をする。

寺院役職	金額
住職	37,000 円
兼務住職	15,000 円
住職代務	15,000 円
副住職	22,000 円
教師	19,000 円
僧侶(上記を除く)	11,000 円

- ・85 歳以上で得度式受式 25 年以上の住職、兼務住職、住職代務及び副住職を除く僧侶に対しては賦課を免除する。

④災害対策に特化した賦課金【総額 8 千万円】

- ・復興支援に必要な財源を確保するため、各寺院の「護持指數」の点数によって、以下の通り賦課をする。

護持指數の点数	金額
20 点未満	6,000 円
20 点以上 100 点未満	7,500 円
100 点以上 200 点未満	8,500 円
200 点以上	10,000 円

- ・前述の通り、「護持指數」の 1 か寺当たりの平均点数は約 100 点となる。

《参考》シミュレーション

※「護持指數」分の賦課金額は、「差引後寺院収入額」の約3%と想定する。

※「差引後寺院収入額」算出にあたり、「宗派賦課金」は現行賦課基準による金額を差し引く。

①住職代務：1名（他寺院所属僧侶）

護持口数：5口 門徒戸数：10戸 寺院の収入額：20万円

【現行】

			点数	金額
第1種	寺院	住職代務	5.0	13,000
	役職	教師	0	0
	護持口数	0.9(5口)	2,340	
	均等割当金額	2.0	5,200	
	門徒協力指数	3.8(10戸)	9,880	
第2種	僧班		0	0
第4種			2.0	5,200
合計			13.7	35,620

【賦課基準試案】

			金額
一律金			10,000
護持指數			0
寺院役職	住職代務		15,000
	教師		0
	その他僧侶		0
災害対策			6,000
合計			31,000

※4,620円の減額

②住職：1名（正座5席） 教師：1名（列座5席） その他僧侶：1名（列座7席）

護持口数：80口 門徒戸数：80戸 寺院の収入額：500万円

【現行】

			点数	金額
第1種	寺院	住職	10.0	26,000
	役職	教師	4.0	10,400
	護持口数	13.6(80口)	35,360	
	均等割当金額	2.0	5,200	
	門徒協力指数	30.4(80戸)	79,040	
第2種	僧班		13.0	33,800
第4種			3.5	9,100
合計			76.5	198,900

【賦課基準試案】

			金額
一律金			10,000
護持指數			103,226
寺院役職	住職		37,000
	教師		19,000
	その他僧侶		11,000
災害対策			7,500
合計			187,726

※11,174円の減額

③住職：1名（特座1席） 教師：2名（列座5席×2名） その他僧侶：1名（列座7席）
 護持口数：200口 門徒戸数：200戸 寺院の収入額：1,000万円

【現行】

			点数	金額		
第1種	寺院	住職	10.0	26,000		
	役職	教師	8.0	20,800		
	護持口数		34.0(200口)	88,400		
	均等割当金額		2.0	5,200		
	門徒協力指数		76.0(200戸)	197,600		
第2種	僧班		19.0	49,400		
第4種			3.5	9,100		
合計			152.5	396,500		

【賦課基準試案】

			金額
一律金			10,000
護持指數			218,484
寺院 役職	住職		37,000
	教師		38,000
	その他僧侶		11,000
災害対策			8,500
合計			322,984

⇒

※73,516円の減額

④住職：1名（親座1席） 教師：3名（列座5席×3名）

その他僧侶：3名（列座7席×3名）

護持口数：50口 門徒戸数：70戸 寺院の収入額：900万円

【現行】

			点数	金額		
第1種	寺院	住職	10.0	26,000		
	役職	教師	12.0	31,200		
	護持口数		8.5(50口)	22,100		
	均等割当金額		2.0	5,200		
	門徒協力指数		26.6(70戸)	69,160		
第2種	僧班		38.0	98,800		
第4種			3.0	7,800		
合計			100.1	260,260		

【賦課基準試案】

			金額
一律金			10,000
護持指數			197,754
寺院 役職	住職		37,000
	教師		57,000
	その他僧侶		33,000
災害対策			8,500
合計			343,254

⇒

※82,994円の増額

各寺院用シミュレーション

賦課基準	内 容	金額
①一律金	一律 10,000 円	10,000 円
②護持指数	<p>差引後寺院収入額</p> <p>(_____ 円 <寺院の収入額> - 500,000 円 <基本差引額> - _____ 円 <宗派賦課金>) × 0.8 (20%) <支出額考慮一律差引率> = _____ 円</p> <p style="text-align: center;">↓ _____ 円 × 0.03 (3%) = _____ 円</p>	_____ 円
③寺院役職	<p>住 職 _____ 名 × 37,000 円 = _____ 円</p> <p>兼務住職 _____ 名 × 15,000 円 = _____ 円</p> <p>住職代務 _____ 名 × 15,000 円 = _____ 円</p> <p>副 住 職 _____ 名 × 22,000 円 = _____ 円</p> <p>教 師 _____ 名 × 19,000 円 = _____ 円</p> <p>僧侶(上記を除く) _____ 名 × 11,000 円 = _____ 円</p>	_____ 円 ※左記の合計額
④災害対策に 特化した賦課金	<p>②護持指数の金額</p> <p>_____ 円 ÷ 115,000 円 (平均額) × 100 = _____ 点</p> <p>※上記点数 20 点未満 6,000 円 20 点以上 100 点未満 7,500 円 100 点以上 200 点未満 8,500 円 200 点以上 10,000 円</p>	_____ 円
	合計額	_____ 円

以上

賦課基準の見直しに向けた今後のスケジュール

期　　日	内　　容
5月1日(水)	教務所長会 『内容』「賦課基準試案」及び今後のスケジュールの説明
5月7日(火)	教務所長会 『内容』「賦課基準試案」の質疑応答
5月9日(木)	職員研修会 『内容』寺院の管理運営の適正化に向けて 『講師』文化庁宗務課専門職及び宗派顧問税理士 ※後日、講義動画を教務所に限定期に配信
教務所長会後～	教務所長による教区内の各組での説明、質疑応答【6月末まで】
6月中旬	『宗報』6月号発行 ※「賦課基準試案」並びに公聴会基本要綱及び日程掲載
6月19日(水) 20日(木)	全国組長研修会
6月末	教務所長による教区内の各組での説明にかかる意見の取りまとめ 【提出期限：7月3日(水)】
7月1日(月)～	「賦課基準試案」説明動画の配信及びGoogle フォームでの意見募集開始【9月末まで】 ※5月9日(木)開催の職員研修会の講義も併せて配信
7月中旬～9月中旬	公聴会 ※総局及び各室所部長出向
9月末	「賦課基準試案」説明動画の配信及びGoogle フォームでの意見募集終了、意見の取りまとめ
10月	各種関係会議での意見聴取

「賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)」作成にあたって

このたび、総局においては、賦課基準の見直しに向けて、「賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)」(以下、「賦課基準試案」という。)を作成した。

これまでの賦課基準の見直しにかかる経過は以下の通り。

○平成 27 年 11 月 19 日 賦課基準調査検討委員会

「賦課基準の見直しについて(答申)」提出

- ＜概 要＞・宗門総合振興計画において賦課基準を含めた財政の抜本的見直しについて、「然るべき会議体」で検討することを前提とした中間的な内容とする。
- ・第 4 種賦課金を削除し、新たに門徒協力指数を設定する。
 - ・寺院役職点数を変更する。

○平成 28 年頃～ 公聴会等での現行賦課基準についての主な意見

- ・護持口数について現行とあっておらず、不公平感があると感じている。
- ・寺院による届出門徒戸数を調査する権限がない現状では、各寺院の申告に委ねており不公平感がある。公平かつ公正な賦課制度を今後は検討していただきたい。

⇒主に、護持口数と門徒戸数に対する不公平感。

○平成 29 年 4 月 1 日 賦課基準の見直し

- ＜概 要＞・第 4 種賦課金を削除し、新たに門徒協力指数を設定する。
- ・寺院役職点数を変更する。
 - ・直轄寺院・直属寺院の協力金を新設する。

○平成 30 年 4 月 1 日 「宗門財政構想委員会」設置

○平成 30 年 7 月 18 日 宗門財政構想委員会「賦課制度に関する専門部会」設置

・まず、公聴会等における意見を確認したうえで、現行賦課基準の課題について協議する。

○令和元年 6 月 18 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて(中間答申)」提出

- ＜概 要＞・令和 2 年 4 月の見直しについて、護持口数の総数を減じる。
- ・令和 6 年 4 月の見直しに向けて、「護持口数や門徒戸数に代わる新たな指標」や「寺院の収入額に応じた賦課」について検討する。

○令和 2 年 4 月 1 日 賦課基準の見直し

- ＜概 要＞・各教区の護持口数の総数について、寺院の設立、解散、合併等による増減分を加除し、5% の範囲内で減数の調整をする。
- ・直轄寺院・直属寺院の協力金を見直す。

○令和 3 年 12 月 14 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて(第 2 次答申)」提出

- ＜概 要＞・令和 6 年 4 月の見直しについて、収支計算書又は決算書をもとと

する「寺院収入報告書」に基づき賦課する。

- ・令和 10 年 4 月の見直しについて、収支計算書又は決算書に基づき賦課する。

○令和 4 年 6 月 公聴会(第 2 次答申に対する主な意見)

- ・支出額の考慮。
- ・寺院収入の正確性・透明性。
- ・護持費を含む寺院収入基準の明確化。

○令和 5 年 2 月 15 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて(第 3 次答申)」提出

- ＜概 要＞
- ・令和 6 年 4 月の見直しについて、護持口数と門徒協力指数を各寺院から報告された「差引後寺院収入額」をもとに指数化した「寺院収入指数」に変更する。また、寺院役職と僧班を「僧侶種別」に改め、令和 8 年度から賦課基準として用いる。
 - ・将来的な賦課制度について、「寺院収入指数」を「寺院の収入額(支出額を考慮したもの)に対して、特定の率にて算出した額」に置き換え、宗門内寺院が統一した寺院会計に関するシステムを用いる。

○令和 5 年 7 月 公聴会(第 3 次答申に対する主な意見)

- ・「寺院収入指数」の調整は困難で、組長の負担が大きい。
- ・収入額が虚偽であることを前提とした懸念。
- ・丁寧な説明を求める要望。

○令和 6 年 1 月 31 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しにかかるスケジュール等について(第 4 次答申)」提出

- ＜概 要＞
- ・令和 6 年 4 月に見直しを施行するというスケジュールは困難と判断する。
 - ・すみやかに総局案を作成し、宗門内の理解が得られるよう、丁寧な説明を行う。
 - ・寺院における管理運営の適正化を進める。

総局では、各答申書の内容とともに、公聴会や各種関係会議等における意見を踏まえ、慎重に協議・検討を重ね、このたび「賦課基準試案」の作成に至った。

については、前述の賦課基準の見直しに至った趣旨や検討の経過と、「賦課基準試案」に示した見直し内容について、宗門内の理解が充分に得られるよう、丁寧な説明を徹底して行うものである。

以 上

《宗派賦課金の変遷》

年 度	賦 課 基 準
2012年度 (平成24年度)	門徒講普通講金相当額が第4種賦課金となる
2013年度 (平成25年度)	↓ 変更なし
2014年度 (平成26年度)	↓ 変更なし
2015年度 (平成27年度)	↓ 変更なし
2016年度 (平成28年度)	↓ 変更なし
2017年度 (平成29年度)	↓ 第4種賦課金が門徒協力指数として第1種賦課金に組み込まれる (住職点数が10点となり、代務が5点となる)
2018年度 (平成30年度)	↓ 災害対策に特化した第4種賦課金が追加される
2019年度 (令和元年度)	↓ 変更なし
2020年度 (令和2年度)	↓ ①護持口数の見直し ②寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の20%)
2021年度 (令和3年度)	↓ 寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の20%)
2022年度 (令和4年度)	↓ 寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の10%)
2023年度 (令和5年度)	↓ 寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の5%)

年 度	宗 派 賦 課 基 準 詳 細 ※1点／¥2,600.-
2012年度 (平成24年度)	①第1種賦課金(寺院役職、護持口数、均等割)※住職8点、代務6点 ②第2種賦課金(僧侶僧班) ③第4種賦課金(@1,000 × 届出門徒戸数)
2017年度 (平成29年度)	①第1種賦課金(寺院役職、護持口数、均等割、門徒協力指数) ※住職10点、代務5点 ※門徒協力指数=届出門徒戸数 × 0.38(第4種賦課金相当額) ②第2種賦課金(僧侶僧班)
2018年度 (平成30年度)	①第1種賦課金(寺院役職、護持口数、均等割、門徒協力指数) ※住職10点、代務5点 ②第2種賦課金(僧侶僧班) ③第4種賦課金(災害に特化した賦課金) 第1種賦課金賦課率の合計点数に基づき、4段階で算出(¥5,200.-、¥6,500.-、 ¥7,800.-、¥9,100.-)

【テスト用】各寺院用シミュレーション

賦課基準	内容	金額
①一律金	一律10,000円	10,000
②護持指指数	寺院の収入額 宗派賦課金 = (寺院の収入額 - 50万円×基本差引額) - 宗派賦課金) ×0.8(20%)×支出額考慮一律差引率> 0	0
③寺院役職	役職 金額 人数 金額 人數 金額	0
	住職 37,000円	
	兼務住職 15,000円	
	住職代務 15,000円	
	副住職 22,000円	
	教師 19,000円	
	僧侶(上記を除く) 11,000円	
④災害対策に特化した賦課金	護持指指数の金額 0	0 6,000
	合計額	16,000

○黄色の箇所に数字を入力ください。
 ○「護持指指数」分の賦課金額は、「差引後寺院収入額」の約3%と想定しておりますが、**あくまでも目安**です。「護持指指数」は各寺院からの「差引後寺院収入額」の報告に基づき、教区別の点数を算出し、各教区及び各組での調整を経て決定します。そのため、**シミュレーションした金額がそのまま実際の賦課金額とはならない**ことをご承知おきください。

賦課基準の見直しにかかるスケジュール等について（第4次答申）

宗門財政構想委員会は、2023（令和5）年2月15日付にて、「賦課基準の見直しについて（第3次答申）」を提出した。その後、総局において、2023（令和5）年度公聴会や各種関係会議等で「第3次答申」の内容の説明及び意見聴取を行った。

そのうえで「賦課制度に関する専門部会」では、集約された公聴会等の意見を慎重に確認し、協議した結果、「第3次答申」に対する理解が充分に得られていないとの意見の一致をみた。

本年に入り総局から、上記の意見や協議を踏まえ、新たな賦課制度を導入するにあたって、次のような課題が提示された。

- (1) 「第3次答申」の内容理解が未だ充分に得られていないこと。さらに徹底する必要があること。
- (2) 賦課基準の見直しを行うにいたった経緯や趣旨、検討の経過等について、さらなる丁寧な説明が必要であること。
- (3) 収支計算書又は決算書を管理している寺院が6割にも満たないこと。
(「第11回宗勢基本調査」より)

このような現状により、来年度からの新しい賦課制度の施行は極めて困難であるため、今後のスケジュール等について、あらためて「賦課制度に関する専門部会」に諮るよう要請があった。

それを受け、「賦課制度に関する専門部会」及び当委員会において、総局から示された課題を踏まえて検討した結果、賦課基準の見直しにかかるスケジュール等について、下記の通り答申する。

記

1. スケジュールについて

現状に鑑みると、2024（令和6）年4月施行というスケジュールは困難と判断する。

したがって、すみやかに総局案を作成し、2024（令和6）年度中に、賦課基準の見直し内容と、見直しにいたった趣旨や検討の経過について、宗門内の理解が充分に得られるよう、丁寧な説明を徹底して行うこと強く要望する。

なお、説明を行う際には、各寺院において概算の賦課金額の試算が可能となるような資料を提示のうえ、教務所長や教務所職員により、各教区・各組において説明いただきたい。

また、スケジュールの延期に伴って、2024（令和6）年度の賦課制

度は、現行の基準のままとなり、護持口数の教区間調整はなされず、不公平感等が増大することとなる。そのため、なお一層、早急に新たな制度を導入する必要があることを、総局は充分に踏まえ、見直しを実現いただきたい。

2. 寺院における管理運営の適正化について

昨今、一部の宗教法人が引き起こした様々な問題によって、社会から厳しく宗教法人の在りようが問われており、公益法人として透明性の高い、適正な管理運営を行うことが最重要課題である。

「第3次答申」において、「2024（令和6）年4月の賦課制度の施行後は、直ちに各寺院において収支計算書又は決算書が作成されるよう、周知徹底を図り、事務指導等を充分に行うものとする。」と示したが、2024（令和6）年4月に新たな賦課制度の施行にいたらなくとも、各寺院の管理運営の適正化・意識改革に向け、以下の点にも留意のうえ、すみやかに具体的な取り組みを進めていただきたい。

- ・各寺院の会計に対する関心が高まる時機を活かし、意識・行動改革に資する諸施策を実施すること。
- ・宗派のあらゆる資源・手段を活用し、各寺院に宗派の意図・施策を積極的に伝え、賦課基準の見直し実現を加速させること。（例：『宗報』、「本願寺新報」等各種媒体）

当委員会及び「賦課制度に関する専門部会」では、予てより公聴会や各種関係会議等で指摘されてきた現行の賦課基準に対する問題点や不公平感、さらには、加速度的に厳しさを増している各寺院の現状等を踏まえ、賦課基準の見直しは避けられない課題であるとして、協議、検討を積み重ねてきた。

総局においては、この当委員会及び「賦課制度に関する専門部会」の賦課基準の見直しに向けた願いや公聴会等での意見を充分に踏まえ、上記の通り、宗門財政の大改革となる賦課基準の見直しが実現できるよう、早期に取り組みを進めていただきたい。

以上